

傍 聴 要 領

精華町総務部危機管理室

1 傍聴する場合の手続

- (1) 精華町防災会議及び精華町国民保護協議会を傍聴できる人数は、原則として10人とします。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがあります。
- (2) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、事務局の指示に従って会場に入場してください。
- (3) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意をし、なおこれに従わないときは、退場いただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために使用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害とのおそれるような行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲食をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。